

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会

新鶴見ホーム入退居検討委員会設置運営要綱

制定 平成 12 年 5 月 1 日

最近改正 平成 21 年 4 月 1 日

第 1 条 目的

この要綱は、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 新鶴見ホーム（特別養護老人ホーム）において、入居の必要性の高い申込者を優先的に入居させるため、入居者の決定、入居者の退居決定の検討に関し、決定の妥当性・公平性及び透明性を確保するとともに、円滑で適正な会議運営に必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 設置

前条の目的を達成するため、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 新鶴見ホームに、「新鶴見ホーム入退居検討委員会（以下「委員会」という）」を設置する。

第 3 条 構成

委員会は次の委員をもって構成する。(15名)

所長	(1名)
事務長	(1名)
担当課長	(1名)
課長補佐	(3名)
事務職	(1名)
生活相談員	(5名)
介護職員	(1名)
看護職員	(1名)
介護支援専門職員	(1名)

第 4 条 役員

委員会には、委員長、副委員長及び書記の役員を設け、次の者を充てる。

委員長	1名	所長
副委員長	2名	事務長及び担当課長
書記	1名	生活相談員

第 5 条 定足数及び議決

委員会は委員の3分の2の出席をもって成立し、出席委員の3分の2の賛成により決定する。可否同数の場合は委員長の決するところとする。

第 6 条 役員の仕事

役員の仕事は次のとおりとする。

委員長 委員会を召集し議事の円滑な進行を図る。

副委員長 委員長を補佐し円滑な議事進行に努める。また、委員長に事故等生じた場合はこの任務を代行する。

書記 検討に関わる討議経過を明らかにし、その記録を保管する。

第7条 委員会の開催

委員会は原則として月2回（毎月第1・第3水曜日の13時30分～14時30分）に開催する。

生活相談員は、開催日2日前までに案件の有無について、当該フロア課長に報告する。

第8条 関係書類等

検討においては事前に下記関係書類等を整備し、なお必要に応じては別途資料を添付し検討を行うものとする。

- ・入居検討資料
- ・退居検討資料
- ・入居待機者事前訪問報告書

第9条 検討事項

委員会は、下記事項の検討を行うものとする。

- ・緊急ケース
- ・入退居の可否
- ・退居者が生じた場合の次期入居者順位の決定
- ・申請者の入退居の可否
- ・入居不可とする場合、その判断基準となった理由等
- ・フロア異動
- ・医療機関に入院した方の受入れに関する事
- ・その他検討委員会が必要とする事項等

第10条 入退居基準

入居順位決定基準及び退居基準は、「新鶴見ホーム入退居基準」によるものとする。

第11条 議事録

委員会の議事録、入居順位搭載名簿を、開催の都度書記が作成する。また、入居者及び申請者、退居者等、正規の権利を有する者から議事録等の閲覧等について求めがある場合は、正当な理由なくしてこれを拒む事はできない。

第12条 説明責任

入退居の決定に係る苦情等に対しては、生活相談員及びフロア担当課長が苦情受付を行い、所長が苦情解決責任を負うものとする。

第13条 入居決定者への通知

入居決定者への通知は、委員会開催後10日以内に、その結果を文書で行うものとする。

(経過措置)

この要綱にかかわらず、平成14年12月末日までに実施した入退居検討委員会において入居決定したものについては、旧運営要綱に基づくものとする。

附 則 この要綱は、平成12年 5月1日より施行する。

附 則 この要綱は、平成15年 1月1日より施行する。

附 則 この要綱は、平成17年 4月1日より施行する。

附 則 この要綱は、平成18年10月1日より施行する。

附 則 この要綱は、平成21年 4月1日より施行する。(第3条、第7条)